

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 平成三十一年度自衛官第七次募集（自衛官候補生）
- 平成三十一年度自衛官第一次募集（一般曹候補生）
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止
- 漁業災害補償法の規定による同意の成立
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 海岸保全区域の指定
- 海岸保全区域の管理
- パーキング・チケット発給手数料の収納事務の委託

【公告】

- 県営土地改良事業廃止処理計画の縦覧
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

危機管理課

〃

環境管理課

障害福祉課

水産課

道路整備課

〃

防災砂防課

〃

交通規制課

耕地課

建築指導課

目次

担当課（室）

平成31年2月19日 岡山県公報 第12069号

◎岡山県告示第五十九号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成三十年年度募集の要領は、次のとおりである。

平成三十一年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、同日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の末日現在で三十三歳に達していないものに限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

平成三十一年二月二十二日から同年三月一日まで

四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

平成三十一年三月九日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定時期

平成三十一年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

○八六六一二二一三三二四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

○八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

平成31年2月19日 岡山県公報 第12069号

◎岡山県告示第六十号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の平成三十一年度募集の要領は、次のとおりである。

平成三十一年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生

二 応募資格

平成三十一年四月一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していないものに限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

- 1 平成三十一年三月一日から同年五月十五日まで
- 2 平成三十一年度の高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。

四 採用試験種目

- 1 第一次試験 筆記試験及び適性検査
- 2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

- 1 第一次試験 平成三十一年五月二十五日
- 2 第二次試験 平成三十一年六月二十六日から同年七月一日までの間の指定する一日

七 試験場

1 第一次試験

- (1) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
- (2) TKP岡山会議室（岡山市北区磨屋町）

2 第二次試験

- (1) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）
- (2) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
- (3) おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原）

八 採用予定時期

平成三十二年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

○八六六一二二一三三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

○八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第六十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化庁環境管理課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

備前市友延字竹ノ本七〇〇番の一部、備前市友延字高下淵七〇六番一の一部、備前市友延字伊勢ノ下七一六番の一部、備前市友延字横縄手七六四番一の一部、備前市友延字鋳物師七六八番一の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第五十八条第五項第九号から第十一号までの該当の有無
規則第五十八条第五項第九号に該当

四 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、平成三十一年一月十七日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成三十一年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
奥田医院	津山市大篠2618	H30.12.31
鳥越歯科医院	小田郡矢掛町本堀1136-1	H30.12.31

◎岡山県告示第六十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十一年二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 区域 大島美の浜漁業協同組合の地区のうち、旧笠岡市大島漁業協同組合の区域
- 二 区分 小型定置網漁業を営む漁業

平成31年2月19日 岡山県公報 第12069号

◎岡山県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四八二号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市蒜山吉田字森ノ元五三五番一、二地 先から 真庭市蒜山吉田字仲田三三四番二地先ま で	新	七・八〇 一七・〇	四六六・四
真庭市蒜山吉田字森ノ元五三五番一、二地 先から 真庭市蒜山吉田字仲田三三四番二地先ま で	旧	七・〇〇 九・六	四六六・四

平成31年2月19日 岡山県公報 第12069号

◎岡山県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四八二号	真庭市蒜山吉田字森ノ元五三五番一、二地先から 真庭市蒜山吉田字仲田三三四番一、二地先まで	平成三十一年二月十九日

平成31年2月19日 岡山県公報 第12069号

◎岡山県告示第六十六号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

海岸名	区 域
岡山県岡山沿岸 錦海岸海岸保全 区域 （延長1,665m, 方位 真北）	基点1から基点24までを順次に結んだ線、基点24と補助点22を結んだ線、補助点22から補助点1を順次結んだ線及び補助点1と基点1を結んだ線により囲まれた区域 基点1 岡山県瀬戸内市邑久町尻海3496番2の国土地理院電子基準点「邑久」（北緯34° 39' 27" 8097, 東経134° 09' 56" 7272）から148° 52' 45" の方向へ距離1,146.260mの地点 基点2 基点1から262° 12' 42" の方向へ距離53.538mの地点 基点3 基点2から172° 12' 52" の方向へ距離97.709mの地点 基点4 基点3から172° 07' 33" の方向へ距離57.511mの地点 基点5 基点4から172° 12' 43" の方向へ距離90.901mの地点 基点6 基点5から172° 12' 44" の方向へ距離95.733mの地点 基点7 基点6から172° 13' 32" の方向へ距離97.618mの地点 基点8 基点7から172° 16' 01" の方向へ距離70.973mの地点

地点	基点9	基点8から	204° 49' 08"	の方向～距離	27.416mの
地点	基点10	基点9から	172° 22' 12"	の方向～距離	95.912mの
地点	基点11	基点10から	171° 52' 21"	の方向～距離	94.676mの
地点	基点12	基点11から	172° 07' 02"	の方向～距離	99.908mの
地点	基点13	基点12から	172° 49' 19"	の方向～距離	40.519mの
地点	基点14	基点13から	145° 24' 43"	の方向～距離	31.665mの
地点	基点15	基点14から	171° 48' 24"	の方向～距離	28.832mの
地点	基点16	基点15から	173° 03' 32"	の方向～距離	95.128mの
地点	基点17	基点16から	171° 38' 13"	の方向～距離	92.061mの
地点	基点18	基点17から	172° 08' 28"	の方向～距離	95.294mの
地点	基点19	基点18から	172° 30' 09"	の方向～距離	97.000mの
地点	基点20	基点19から	172° 06' 53"	の方向～距離	93.300mの
地点	基点21	基点20から	172° 16' 24"	の方向～距離	99.325mの
地点	基点22	基点21から	172° 23' 16"	の方向～距離	110.255mの
地点	基点23	基点22から	172° 11' 19"	の方向～距離	61.857mの

地点	基点24	基点23から	82° 11' 18"	の方向～距離	48.795mの
地点	補助点1	基点1から	82° 12' 44"	の方向～距離	48.389mの
地点	補助点2	基点3から	82° 12' 43"	の方向～距離	101.927mの
地点	補助点3	基点4から	82° 12' 43"	の方向～距離	101.927mの
地点	補助点4	基点5から	82° 12' 43"	の方向～距離	101.927mの
地点	補助点5	基点6から	82° 12' 43"	の方向～距離	101.927mの
地点	補助点6	基点7から	82° 12' 43"	の方向～距離	101.927mの
地点	補助点7	基点8から	82° 12' 43"	の方向～距離	101.927mの
地点	補助点8	基点9から	82° 18' 27"	の方向～距離	113.974mの
地点	補助点9	基点10から	82° 18' 27"	の方向～距離	113.973mの
地点	補助点10	基点11から	82° 18' 27"	の方向～距離	113.974mの
地点	補助点11	基点12から	82° 18' 27"	の方向～距離	113.974mの
地点	補助点12	基点13から	82° 18' 27"	の方向～距離	113.974mの
地点	補助点13	基点14から	82° 11' 20"	の方向～距離	99.568mの
地点	補助点14	基点15から	82° 11' 20"	の方向～距離	99.568mの

地点	補助点15	基点16から	82° 11' 20"	の方向～距離	99.568mの
地点	補助点16	基点17から	82° 11' 20"	の方向～距離	99.568mの
地点	補助点17	基点18から	82° 11' 20"	の方向～距離	99.568mの
地点	補助点18	基点19から	82° 11' 20"	の方向～距離	99.568mの
地点	補助点19	基点20から	82° 11' 20"	の方向～距離	99.568mの
地点	補助点20	基点21から	82° 11' 20"	の方向～距離	99.568mの
地点	補助点21	基点22から	82° 11' 20"	の方向～距離	99.568mの
地点	補助点22	基点24から	82° 11' 19"	の方向～距離	50.767mの

◎岡山県告示第六十七号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第五条第二項の規定により、海岸保全区域のうち、瀬戸内市長が管理を行う区域を次のとおり指定する。

平成三十一年二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 名称 岡山県岡山沿岸錦海岸

二 区域 平成三十一年岡山県告示第六十六号（海岸保全区域の指定）で海岸保全区域として指定した岡山県岡山沿岸錦海岸海岸保全区域

平成31年2月19日 岡山県公報 第12069号

◎岡山県告示第六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

平成三十一年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

パーキング・チケット発給手数料に係る収納の事務

二 委託した収入の種類

パーキング・チケット発給手数料

三 委託を受けた者の住所及び名称

東京都新宿区西新宿二丁目一番一号

株式会社セノン

四 委託を受けた事務を行う場所

岡山市北区内山下、石関町及び京橋町に設置しているパーキング・チケット発給設

備

五 委託の期間

平成三十一年三月一日から平成三十四年二月二十八日まで

〔七〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業廃止処理計画（集落基盤整備 赤磐地区（ため池整備 新池））を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十一年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業廃止処理計画書（集落基盤整備 赤磐地区（ため池整備 新池））の写

二 縦覧の期間

平成三十一年二月十九日から同年三月十二日まで

三 縦覧の場所

赤磐市役所

〔七一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字柿原二七七〇―一、二七七一一―一、二七七二―一、二七七三

―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

都窪郡早島町早島二七七六―一

コーエイテック株式会社

代表取締役 岡本 浩志

三 許可番号

岡山県指令建指第二一二号